

西宮市青少年補導委員表彰要綱

この要綱は、西宮市青少年補導委員（以下「補導委員」という。）で、長年にわたり功労のあった者に対する表彰について定める。

1 基準

- (1) 補導委員として、補導活動に従事した期間が通算4年、10年又は20年に達し、本市社会教育に貢献のあった者。
- (2) 前号に定める者のほか、教育長が補導委員としての功績を特に認める者。

2 方法

- (1) 表彰は、表彰状の授与により行う。
- (2) 表彰は、西宮市青少年補導委員委嘱式において行う。

付則

この要綱は、平成6年4月1日より施行する。